

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準

昭和55年4月1日
告示第427号

改正	昭和56年8月1日告示第623号	昭和57年4月30日告示第386号
	昭和57年10月29日告示第910号	昭和58年6月6日告示第464号
	昭和62年3月31日告示第339号	平成元年3月31日告示第312号
	平成6年4月1日告示第278号	平成6年9月26日告示第671号
	平成7年4月21日告示第345号	平成8年1月9日告示第8号
	平成10年11月2日告示第787号	平成11年6月1日告示第452号
	平成11年10月1日告示第723号	平成12年3月31日告示第241号
	平成12年3月31日告示第274号	平成12年11月21日告示第757号
	平成13年3月30日告示第195号	平成14年11月1日告示第682号
	平成17年3月18日告示第161号	平成17年11月18日告示第700号
	平成19年3月23日告示第128号	平成22年3月30日告示第142号
	平成26年10月31日告示第382号	平成28年11月1日告示第327号
	平成29年10月31日告示第321号	平成30年10月30日告示第293号
	令和7年3月25日告示第70号	

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準を次のように定める。
香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定に基づき、香川県の発注する建設工事に係る指名競争入札（以下「指名競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその審査（以下「資格審査」という。）の方法を定めるものとする。

(資格審査の時期)

第2条 定期に行う資格審査（以下「定期審査」という。）は、2年に1回行うものとする。

2 前項に規定するほか、知事が必要と認める場合に、資格審査を行う。

(資格審査の要件、格付及び再審査)

第3条 資格審査は、その申請をした者が次の各号のいずれにも該当する者であるときに、これを行う。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている者

(2) 資格審査の申請をする日の直前の10月1日（香川県外に主たる営業所を有する者にあつては、9月1日）の直前のその者の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査をいう。以下同じ。）を受けた者

(3) 資格審査の申請に係る建設工事の種類が別表第1に掲げるものであるときは、前号の経営事項審査における当該建設工事の種類に係る平均完成工事高が同表に掲げる金額である者

2 資格審査の結果に基づき、別に定めるところにより算定した総合点数により、指名競争入札に参加できる者を次のとおり区分し、格付を行う。

(1) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、塗装工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事及び解体工事 A、B及びCの3段階

(2) 舗装工事 A及びBの2段階

(3) その他工事 B

3 資格審査は、格付を受けている者で次の各号のいずれかに該当するものが再審査の申請をしたときにも、これを行う。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者でその決定を受けた日を審査基準日とする経営事項審査を受けたもの

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者で、再生手続開始の決定を受けた日又は再審査の申請をする日の直前のその者の事業年度終了の日のいずれか遅い日を審査基準日とする経営事項審査を受けたもの
（資格審査の手続）

第4条 前条第1項の申請をしようとする者は、資格審査の申請書を別に定める期間内に知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が特に必要がないと認める書類については、添付を省略することができる。

- (1) 建設業許可証明書
- (2) 営業所一覧表
- (3) 工事経歴書
- (4) 香川県内に営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。）を有する者にあつては、香川県の県税（延滞金及び加算金を含み、個人の県民税及び地方消費税を除く。）に滞納がない旨の証明書
- (5) 法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税に、個人にあつては申告所得税、消費税及び地方消費税に未納の税額がない旨の証明書
- (6) 経営事項審査の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- (7) 委任状
- (8) その他必要と認める書類

3 前条第3項の再審査の申請をしようとする者は、資格審査の申請書を別に指定する期間内に知事に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が特に必要がないと認める書類については、添付を省略することができる。

- (1) 第2項第1号から第7号までに掲げる書類
- (2) 技術職員名簿
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定書又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定書
- (4) 再審査の申請をする日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- (5) 定款、役員等の変更を証する書類（会社更生法に基づく更生手続開始決定後又は民事再生法に基づく再生計画認可後にそれらの変更があった場合に限る。）
- (6) その他必要と認める書類
（承継に係る資格審査）

第5条 格付を受けた者又は前条の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該各号に掲げる者は、資格審査を受けることができる。

- (1) 個人事業者が死亡した場合 相続人
- (2) 個人事業者が法人を設立した場合 法人
- (3) 営業の譲渡 その建設業に係る営業の全部を譲り受けた者
- (4) 合併 合併後存続する法人又は合併により設立された法人
- (5) 分割 分割によりその建設業を承継した法人

2 前項の規定による申請をしようとする者は、速やかに資格審査の申請書に前条第2項各号に掲げる書類及びその承継を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要がないと認める書類については、添付を省略することができる。

（格付の変更）

第6条 第9条に規定する場合を除き、前年度から引き続き指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者（以下「登載者」という。）については、別に定めるところにより算定した総合点数により、定期審査に基づく指名競争入札参加資格者名簿の作成を行わない年度の4月1日（以下「格付見直日」という。）において格付を変更する。

2 登載者は、別に定める期間内に、知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

（参加資格）

第7条 格付を受けた者は、別表第2に掲げる設計金額に応じて指名競争入札に参加する

資格を有する。

- 2 前項の規定によるほか、必要があると認められるときは、格付を受けた者は、別表第3に掲げる設計金額に応じて指名競争入札に参加する資格を有する。

（特例参加資格）

第8条 前条の規定によるほか、特に緊急を要する場合その他特別の理由があると認められるときは、格付を受けた者をもって、指名競争入札に参加する資格を有する者とする。

（参加資格の喪失）

第9条 格付見直日において、登載者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指名競争入札に参加する資格を失う。

（1） 定期審査の申請をした日の直後の10月1日（香川県外に主たる営業所を有する者にあつては9月1日）の直前のその者の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていない場合

（2） 別表第1に掲げる建設工事の種類において、前号の経営事項審査における当該建設工事の種類に係る平均完成工事高が同表に掲げる金額に満たない場合

（参加資格の取消し）

第10条 知事は、格付を受けた者が建設業法第3条第1項の許可を取り消されたとき又は虚偽の申請その他不正の手段により格付を受けたと認めるときは、指名競争入札に参加する資格を取り消すものとする。

（変更届）

第11条 格付を受けた者又は第4条の規定による申請をした者は、申請内容に変更があったときは、速やかに申請書に係る変更届を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要がないと認める変更については、提出を省略することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、昭和55年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和54年度指名競争入札参加者名簿に登載された者及び昭和55年香川県告示第177号により指名競争入札参加資格審査申請をした者は、第2条の規定に基づく資格審査を受けた者とみなす。

（特例）

- 3 香川県の発注する建設工事のうち、指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の方法について、この基準に対する特例を必要とするものについては、別に定める。

附 則（昭和56年8月1日告示第623号）

この基準は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日告示第386号）

この基準は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則（昭和57年10月29日告示第910号）

この基準は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則（昭和58年6月6日告示第464号）

この基準は、昭和58年6月10日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日告示第339号）

この基準は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日告示第312号）

この基準は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日告示第278号）

この基準は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月26日告示第671号）

この基準は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年4月21日告示第345号）

この基準は、平成7年5月1日から施行する。

附 則（平成8年1月9日告示第8号）

この基準は、平成8年2月1日から施行する。

附 則（平成10年11月2日告示第787号）

この基準は、平成10年11月2日から施行し、平成11年度及び平成12年度の香川県建設工事指名競争入札参加者の資格審査から適用する。

附 則（平成11年6月1日告示第452号）

この基準は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成11年10月1日告示第723号）

この基準は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日告示第241号）

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日告示第274号）

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年11月21日告示第757号）

この基準は、平成12年11月21日から施行し、平成13年度及び平成14年度の香川県建設工事指名競争入札参加者の資格審査から適用する。

附 則（平成13年3月30日告示第195号）

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年11月1日告示第682号）

（施行期日）

- 1 この基準は、平成14年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この基準の施行の際現に改正前の第2条第2項若しくは第4項又は第4条第1項の規定によりされている申請は、それぞれ改正後の第2条第2項若しくは第4項又は第4条第1項の規定によりされた申請とみなす。

（香川県建設工事指名競争入札指名業者指名基準の一部改正）

- 3 香川県建設工事指名競争入札指名業者指名基準（平成6年香川県告示第279号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成17年3月18日告示第161号）

- 1 この基準は、平成17年3月18日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、同年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第2条第3項の規定は、平成17年度の建設工事に係る指名競争入札参加者の資格審査から適用し、平成16年度の建設工事に係る指名競争入札参加者の資格審査については、なお従前の例による。

附 則（平成17年11月18日告示第700号）

（施行期日）

- 1 この基準は、平成17年11月21日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の規定は、平成18年度の建設工事に係る指名競争入札参加者の資格審査から適用し、平成17年度の建設工事に係る指名競争入札参加者の資格審査については、なお従前の例による。

- 3 平成18年度の建設工事に係る指名競争入札参加者の資格審査の申請に係る建設工事の種類が水道施設工事である場合における改正後の第2条第2項第3号の平均完成工事高については、当該水道施設工事に係る平均完成工事高に、その者の同項第2号の経営事項審査における土木一式工事に係る平均完成工事高を加えた金額とする。

附 則（平成19年3月23日告示第128号）

- 1 この基準は、平成19年3月23日から施行する。

- 2 改正後の香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の規定は、平成19年度の建設工事に係る指名競争入札参加者の資格審査から適用し、平成18年度の建設工事に係る指名競争入札参加者の資格審査については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月30日告示第142号）

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月31日告示第382号）

- 1 この基準は、平成26年10月31日から施行する。

- 2 改正後の香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の規定は、平成27年度の建設工事に係る指名競争入札参加者の資格審査から適用し、平成26年度の建設工事に係る指名競争入札参加者の資格審査については、なお従前の例による。

附 則（平成28年11月1日告示第327号）

この基準は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平成29年10月31日告示第321号）

この基準は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成30年10月30日告示第293号）

- 1 この基準は、平成30年11月1日から施行する。

- 2 改正後の香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の規定は、平成31年度の建設工事に係る指名競争入札参加者の資格審査から適用し、平成30年度の建設工事に係る指名競争入札参加者の資格審査については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月25日告示第70号）

- 1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

建設工事の種類	平均完成工事高
土木一式工事 建築一式工事 電気工事 管工事 舗装工事	500万円以上
とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 解体工事	0 円超

別表第 2（第 7 条関係）

建設工事の種類	等級	設計金額
土木一式工事	A	4,000万円以上
	B	1,000万円以上4,000万円未満
	C	1,000万円未満
建築一式工事	A	6,000万円以上
	B	1,800万円以上6,000万円未満
	C	1,800万円未満
電気工事 管工事	A	1,800万円以上
	B	600万円以上1,800万円未満
	C	600万円未満
とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 解体工事	A	1,800万円以上
	B	600万円以上1,800万円未満
	C	600万円未満
舗装工事	A	250万円以上
	B	1,000万円未満
その他工事	B	全額

別表第 3（第 7 条関係）

建設工事の種類	等級	設計金額
土木一式工事のうちプレストレストコンクリート工事及び海上工事	A	1,000万円以上
	B	1,000万円以上4,000万円未満
とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 解体工事	A	600万円以上
	B	6,000万円未満
	C	1,800万円未満